

佐賀県地域福祉振興基金 助成金交付要綱

(通則)

第1条 この要綱は、公益財団法人佐賀県地域福祉振興基金（以下「財団」という。）が、福祉教育の推進及び地域福祉の条件整備、保健福祉の増進、ボランティア活動の育成及び支援等、地域福祉の振興を図るための事業に対して交付する助成金について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「助成事業」とは、助成金の交付の対象となる事業をいい、「助成事業者」とは、助成金の交付を受ける者をいう。

(交付申請)

第3条 助成金の交付の申請をしようとする者は、助成金交付申請書（様式第1号）を、財団代表理事（以下「代表理事」という。）に提出しなければならない。

2 前項の助成金交付申請書の提出期限は、別に指定する期日とする。

(交付決定)

第4条 代表理事は、前条の交付申請書の提出があったときは、財団定款第37条の規定に基づく事業推進委員会の議を経て、これを審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、交付の決定を行い、助成金交付申請者に助成金交付決定通知書を送付するものとする。

2 代表理事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、申請に係る事項につき修正又は条件を付して助成金の交付の決定ができるものとする。

3 代表理事は、審査の結果、助成金を交付しないと決定したものについては、助成金交付申請者にその旨を通知するものとする。

(助成事業の遂行)

第5条 助成事業者は、助成金の交付の決定の内容（次条に基づく承認をした場合は、その承認された内容。）及びこれに付された条件その他この要綱の定めにより、善良な管理者の注意を持って助成事業を行い、助成金を他の用途へ使用してはならない。

(計画の変更)

第6条 助成事業者は、助成事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ計画変更承認申請書（様式第2号）を代表理事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、助成事業の目的及び計画の遂行に影響を及ぼさない軽微な変更についてはこの限りでない。

2 代表理事は、前項の計画変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し適当であると認められたものについて、計画変更の承認及び変更交付決定通知書を助成事

業者に送付するものとする。

- 3 代表理事は、前項の場合において、必要に応じ、計画変更承認申請に係る事項につき修正又は条件を付することができるものとする。

(助成事業の中止又は廃止)

第 7 条 助成事業者は、助成事業を中止又は廃止しようとするときは、助成事業中止（廃止）承認申請書を代表理事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の報告等)

第 8 条 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又はその遂行が困難となった場合は、速やかに代表理事に報告し、その指示を受けなければならない。

(助成金の経理)

第 9 条 助成事業者は、助成事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して助成事業の収入額及び支出額を記載し、助成金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 助成事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに助成事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(備品等の管理)

第 10 条 助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用を増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、助成金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 助成事業により取得し、又は効用の増加した資産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数の期間内において、代表理事の承認を受けずに、この助成金の目的に反して使用し、転売し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供してはならない。ただし、1 個もしくは 1 組の金額が 10 万円未満の資産についてはこの限りではない。
- 3 助成事業により取得し、1 年を超えて使用する備品等については、本助成事業で取得した旨の標示又は、代表理事が指定するロゴマークを用いた標示を行わなければならない。

(実績報告)

第 11 条 助成事業者は、助成事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から 30 日を経過した日又は翌年度の 4 月 20 日のいずれか早い日までに、様式第 3 号による助成事業実績報告書を代表理事に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第 12 条 代表理事は、前条の報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る助成事業の実施結果が、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金交付額確定通知書を当該助成事業者に送付するものとする。

(助成金の概算払)

第 13 条 この助成金は概算払で交付することができるものとする。この場合において、交付する額は助成事業の遂行に必要であると代表理事が認めた額の範囲内において交付するものとする。

2 助成事業者は、前項に規定する助成金の概算払いによる交付を受けようとするときは、助成金概算払請求書（様式第 4 号）を代表理事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第 14 条 代表理事は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽り、その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団等に該当するに至ったとき。
- (4) その他助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に違反したとき。

2 前項の規定は、第 12 条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後においても適用する。

(助成金の返還)

第 15 条 代表理事は、前条第 1 項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、助成事業者に対して、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 代表理事は、第 12 条の規定により交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(助成事業の広報等)

第 16 条 助成事業者は、助成事業の実施に伴い看板、チラシ、パンフレット等を作成する場合及び、事業の経過又は成果、イベント等をマスコミに発表する場合などにおいては、当該事業が本助成金を受けた事業であることを明示するなど、佐賀県地域福祉振興基金の広報、啓発に努めなければならない。

(補 則)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付等に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 8 月 6 日から施行し、施行日以後に交付を決定する事業から適用し、同日前に助成を決定した事業については、なお従前の例による。